科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号: 3 4 4 1 6 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2014

課題番号: 24730092

研究課題名(和文)役務提供契約の一般法理とその現代的機能に関する研究

研究課題名(英文)Study on the general principles of service contracts and the modern significance

研究代表者

寺川 永 (Terakawa, Yo)

関西大学・法学部・教授

研究者番号:50360045

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文): 役務の提供を目的とする契約(役務提供契約)は、売買など物の引渡しを目的とする契約とは異なる法理を有すると考え、役務提供契約一般に適用される法理(一般法理)を、とりわけドイツ法およびヨーロッパ私法の動向をふまえて考察した。研究の結果、役務提供契約の多様な形態はあるものの、顧客保護の側面からは必ずしも十分に検討されていないことが明らかになった。その上で、顧客の属性(消費者など)に着目して考察する必要があると考え、この点については今後の課題としたい。

研究成果の概要(英文): I thought that a contract for the purpose of the offer of services - a service contract - had a certain principle of law unlike a contract for the purpose of the delivery of goods - a sales contract. And I studied a general principle of law applied to service contracts on the basis of the trend of the german law and the european private law. Although there was it, as a result of study, as for a variety of forms of service contracts, it became clear from the side of the customer protection not to be necessarily considered enough. I think that there is room to consider it on the basis of the attribute (ex. consumer) of the customer. I would like to treat that as the subject of my analysis from now on.

研究分野: 社会科学

キーワード: 役務提供契約 民法 消費者法

1.研究開始当初の背景

- (1) わが国の取引社会には、売買のように、物の引渡しではなく、建築請負契約から英会話教室などの教育契約のように、一定の役務 (サービス)の提供を目的とする取引が多数存在し、重要な役割を果たしている。この特徴を関係の内容の特定が難しい(視認の大力では、役務の瑕疵の判断が難しい(品質のことを、一般に「役のできる(松本恒雄「サービス契約の法理とができる(松本恒雄「サービス契約の法理と、池田真朗ほか『マルチラテラル民法』15頁(有斐閣、2002年)。こうした取引において締結される契約のことを、一般に「役務提供契約」と呼ばれている。
- (2) わが国の民法典には、いわゆる「典型契 約」と呼ばれる契約類型として、「雇用」「請 負」「委任」「寄託」に関する規定が存在する。 そして、これらの類型に該当しない役務提供 契約一般に関する規律については、「準委任」 (民法 656 条)に関する規律が適用されると いう構成がなされている。しかし、商品の多 様化や流通手段の複雑化を背景とした現代 の取引社会において、役務提供契約に特有の 法理論の検討が必要ではないかとの問題意 識をもつようになった。そこで、本研究は、 当事者の権利義務の確定や解消法理など、役 務提供契約一般に適用される法理の構築を 目指すとともに、役務提供契約に関する研究 領域について、新たな展開を始めたヨーロッ パ私法の動向をふまえて、その現代的機能を 考察することとなった。すなわち、本研究は 上記のような諸事情を背景として、役務提供 契約に関する従来の法理論を検討し、その限 界を示すとともに、役務提供契約一般に適用 される法理(以下「一般法理」)の構築を目 指し、その現代的機能を明らかにするもので あった。
- (3) ところで、わが国における民法典の起草 者の構想によれば、役務提供契約は請負(労 務の成果に対して対価を支払うもの)と雇用 (労務そのものを目的とするもの)のいずれ かに分類されると考えられていた。しかし、 その後、労働基準法等で「労働契約」の概念 が形成されることとなり、学説によって使用 者の指揮命令に従って労務を提供する「使用 従属性」の要素が雇用にも取り込まれること となった。その結果、請負でも雇用でもない 役務提供契約が存在することになり、こうし た役務提供について一定の規律を考える必 要が生じることになった。そこで、スイス債 務法を範として、「準委任」を事務処理契約 一般に関する規律であると理解して、役務提 供契約一般を「準委任」に含めるという構成 が採用された(民法(債権法)改正検討委員 会『詳解 債権法改正の基本方針 各種の契 約(2)』5 頁以下)。しかし、準委任に関す る規定や、準委任に準用される委任に関する

- 規定のすべてが、必ずしも役務提供契約一般に適合するとは限らない。他方で、判例では「有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約」と性質決定することで、委任に関する規定の適用を回避するもの(最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁)も現れており、準委任とする法律構成の限界を浮き彫りにしている。
- (4) ここ数年にわたって議論されてきた民 法(債権関係)改正による起草プロセスにお いて、第8章「役務提供」第1節に、役務提 供契約の総則規定を置く提案(「第8章の規 定は、この法律その他の法令に別段の定めが ある場合を除き、請負、委任、寄託、雇用そ の他すべての役務提供契約に適用される」) がなされている。また、同第2節には役務提 供と報酬請求に関する規定が、そして、同第 3 節には役務提供の終了に関する規定が、役 務提供契約一般に適用される規定として提 案されていた。なお、2015年3月現在、こ れまで幾度にわたる試案(中間試案など)が 提示された後に、要綱が起草され、通常国会 で法案が通過するのを残すのみとなった現 時点において、残念ながら上記のような提案 はすべて採用されることがなかった(後述)。 もっとも、本研究の開始当初では、これらの 規定について一定の分析を行い、役務提供者 および役務受領者の一般的な権利義務、役務 受領者の報酬請求権および中途解約権につ いて、より詳細な内容を伴う一般法理の必要 性を明らかにすることを目指すことになっ た。
- (5) さらに、ヨーロッパ私法では、役務提供 契約について議論が活発となっていた。共通 参照枠草案 (Draft Common Frame of Reference)第編「各種の契約及びそれに 基づく権利義務」と部「役務提供契約」には、 総則規定として、第1章「総則」と第2章「役 務提供契約一般に適用される規定」が定めら れている。第2章には、役務提供者の「結果 を達成するべき義務」や依頼者(役務受領者) の契約解消権などが規定されている。また、 各則規定として、第3章以下に「建築契約」 「保守管理契約」「保管契約」「設計契約」 「情報提供契約及び助言契約」「医療契約」 の各役務提供契約類型が定められている。こ れらの規定については、各則規定に掲げられ ている役務提供契約類型で役務提供契約全 般を網羅するにはあまりにも数が少なく、ま た、総則規定の内容も不十分であるとの指摘 はあるものの、役務提供契約の一般法理に関 する議論への足がかりとなるものとして、む しろ肯定的に捉えられている(Reinhard Zimmermann (eds.), Service Contracts, Mohr Siebeck, 2010.)。さらに、役務提供 契約の総則規定の重要性を指摘する見解も ある(たとえば、Christiane Wendehorst, Das Vertragsrecht der Dienstleistungen

im deutschen und künftigen europäischen Recht, AcP 206 (2006), S.205-299.)。このようにヨーロッパ私法においても役務提供契約への関心は高く、注目度の高いトピックとなっていた。そして、そのような動きは、主に理論的な側面からドイツ法の議論にも影響を及ぼすこととなっていた。したがって、以上の検討を行うことは、わが国の法理論に対して影響が大きく、かつ有用であると考えたのである。

2. 研究の目的

(1) 以上のような開始当初の構想から、以下 のような点を目的として研究を開始した。第 一に、役務提供契約一般に適用される「受け 皿」的な総則規定を置き、役務提供者および 役務受領者の権利義務を定めることは、従 来、準委任構成で理解されてきた役務提供契 約の性質決定の限界を明らかにし、理論構成 の再考を促す契機となろう。また、総則規定 を民法典のどこに配置すべきかについて、従 来の典型契約の構成に新たな道筋を示すも のとなる。第二に、役務の内容の多様性ゆえ に、役務の「瑕疵」を観念することは困難で ある。したがって、瑕疵担保責任については、 判例・通説の立場である法定責任説よりも、 役務提供契約の場合には、契約責任説による 理論構成の方がより優れているのではない だろうか。また、役務自体が継続性を要する ものが多く、中途解約権などの解消法理につ いての検討も重要となる。第三に、わが国の 「労働契約」と本研究の「役務提供契約」と の関係である。前者は労働法上の概念ではあ るが、雇用契約との関係を看過することはで きない。この点に関する問題点も視野に入れ ることで、役務提供契約の一般法理はさらに 重要性を増すことになる。

(2) 本研究では、役務提供契約の一般法理に ついて検討を加えるものであったが、わが国 で役務提供契約と考えられている取引類型 は非常に多様である。そこで、 民法典に規 定された請負等の典型契約類型、 これに該 当しない取引類型に大別して、学説の整理お よび裁判例の収集を円滑に、かつ多角的な視 点から行う予定である。また、役務提供契約 の一般法理の具体例として、 当事者(役務 提供者および役務受領者)の権利義務、 中途解約権等の解消法理、 酬請求権、 レジット契約等との契約結合によって形成 される法律問題に分けて検討する。さらに、 民法(債権関係)改正の議論の他、ヨーロッ パ私法における共通参照枠草案などの議論 およびその動向もふまえて、検討を行う。

3.研究の方法

(1) 本研究の方法として特筆すべき点は、本研究の研究期間中(2012年9月から2013年9月まで)ドイツのマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所(以下、「研究所」

と略する。)にて在外研究を行うことになった。その間、同研究所に所属する教授・研究員を通じて情報交換を行い、また、ドイツ法およびヨーロッパ私法に関する学問上の示唆を得ることもまた、本研究を遂行する上で欠くことのできない手法であった。

在外研究の前後は、もっぱら国内での資料 収集を中心として行った。このほか、国内で 開催される講演会に出席し、海外研究者との コンタクトを通じて情報を集め、研究所を通 じて海外での資料収集など、多角的な方法で 研究を進めてきた。そして、これらの方法を 通じて得た情報をふまえて、下記発表論文に 掲げる論文等で公表する方法をとった。

4. 研究成果

- (1) 研究開始直後より、消費者と事業者との間の契約、すなわち、いわゆる「消費者契約」に関する問題が役務提供契約という取引類型に限らず、非常に多様な形で生じていることが明確となった。この点について、とりわけ EU 消費者権利指令(後掲論文)では、その主たる対象が営業所外契約(従来の「訪問販売取引」)および通信取引契約の法規制ではあるものの、売買のみならず「役務の提供」も含めた法規制を試みている点で、注目すべき動きとなっていた。
- (2) このような動きは、ヨーロッパ法に共通の準則として統一モデルの策定が行われていたことと無関係ではない。とりわけ、共通参照枠草案では、役務提供契約一般に通用する総則規定を設ける試みがなされており、そのようなアプローチの長所短所を導き出す必要があった。当該部分の翻訳を公表するとともに(後掲図書)これを客観的に分析する必要が生じることとなった。
- (3) 以上の分析をまとめたものとして、役務 提供契約の法理に関する小稿を公表した (後掲雑誌論文)。わが国の役務提供契約 をめぐる法状況の整理、ドイツ法、とりわ けヨーロッパ私法の動向について概観した 後、役務提供契約の総則規定の是非につい て問うこととなった。
- (4) 他方、やや抽象度の高い議論として、民 法典における契約類型について、バーゼド 一教授の論文の翻訳を手がかりとして、検 討を加えることになった(後掲雑誌論文) わが国の民法典においても 13 種類の典型 契約が規定されているが、そうした各種契 約を法典化にあたって、どのようなアプローチで考慮すべきかを示唆する非常に重要 な論文であった。これは、仮に役務提供型 約に関する一般規定を民法典に取り込むことになった際に考えるべき指標を与えてくれるものとなった。
- (5) 契約結合(前掲2.) に関する論文と

- (6) また、EU 消費者権利指令について、その国内法化がドイツで2014年6月に行われたことから、その分野の検討もあわせて行った。ここでは「役務」の定義とともに、役務提供契約の一般法理を検討する上で、欠くことのできない検討となっていた。とりわけ、役務提供契約は消費者契約の場においてその問題が顕著となっており、こも重要であることが確認された。これについては、EU 消費者法研究会において、簡単な報告を行った(後掲学会発表)。
- (7) 海外調査として、主にドイツ・ハンブルクにあるマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所に赴き、資料調査とともに海外研究者との情報交換を通じて、最新の動向を得ることができた。とりわけ、上述のように、2012 年から 2013 年までは同研究所にて在外研究を行う機会に恵まれたことから、現地研究者とのコンタクトの形成に努めることとなった。

以上のように、雑誌論文・図書において、 論文・翻訳を公表した。役務提供契約的 般法理を明らかにするには、いまだ検討の不十分な点はあるものと思われる。とりわ け民法(債権関係)改正では、役務に関する規定の導入は見送られる、合 がに関する規定の経緯等については、産体の で、役務提供型契約法改正の挫折」産体の で、今後さらにいっそう同領域の研究を重ねることもに、将来の 大の重ねることもに、将来の 機となりうる可能性があるといえる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

<u>寺川永</u>、ドイツにおける EU 消費者権利指 令の国内法化、関西大学法学論集、査読無、 64 巻 5 号、2015、37 頁~92 頁

Yo Terakawa, Mehrseitige Verträge und Verbraucher im japanischen Recht, Zeitschrift für Japanisches Recht、查読無、 35 号、2013、171 頁~187頁

中田邦博、<u>寺川永</u>、(翻訳) ユルゲン・バーゼドー「ドイツ民法典における契約各則の現代的意義 —法概念と市場の失敗を架橋する契約各則-」。 龍谷大学社会科学研究年報、査読無、43 号、2013、232 頁~241 頁(主に 235 頁~241 頁を担当)

<u>寺川永</u>、役務提供契約の法理についての覚書、小野秀誠ほか3名編『民事法の現代的課題』(商事法務) 査読無、2012年、821頁~840頁

<u>寺川永</u>、原田昌和、馬場圭太、(翻訳)2011 年 10 月 25 日の消費者の権利に関する欧州 議会及び理事会指令、関西大学法学論集、62 巻 3 号、査読無、2012 年、436 頁~476 頁(う ち 458 頁~469 頁を担当)

[学会発表](計1件)

<u>寺川永</u>、ドイツにおける消費者権利指令の 国内法化、EU 消費者法研究会、2014年9月 28日、龍谷大学ともいき荘(京都市上京区)

[図書](計2件)

<u>寺川永</u>、第 編 C 部 各種の契約及びそれに基づく権利義務 役務提供契約、クリスティアン・フォン・バールほか 10 名編 / 窪田充見ほか 5 名監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則 共通参照枠草案(DCFR)』(法律文化社)、査読無、2013、178 頁~200 頁

<u>寺川永</u>、消費者紛争の個別類型と消費者法(5)複合契約と消費者、中田邦博 = 鹿野菜穂子編『基本講義消費者法』(日本評論社)査読無、2013、227~239頁

〔その他〕 特になし。

- 6.研究組織
- (1)研究代表者

寺川 永 (TERAKAWA, Yo)関西大学・法学部・教授研究者番号:50360045

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: